

株式会社 ツルタ製作所 行動計画

社員が仕事と子育ての両立など、仕事と私生活の調和を図ることができ、会社全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日から2028年3月31日までの3年間
2. 内 容

【目標1】：有休取得率80%、2日以上連続有休の取得促進

取り組み内容・実施時期 ●2025年4月～2027年3月

- ① 掲示等を活用し、有休取得促進の呼びかけを行う
- ② 社員のワーク・ライフ・バランスを確保しやすくするため、連続2日以上有休を取得しやすい環境を整える
- ③ 有休取得の計画段階で2日以上連続取得の呼びかけを行う
- ④ 有休付与日数に対して有休取得の少ない従業員へ取得促進の呼びかけを行う

【目標2】：男性労働者の育児休業等の取得期間を最低1か月以上とする

取り組み内容・実施時期 ●2025年4月～

- ① 掲示等を活用し、育児取得期間延伸の呼びかけを行う
- ② 全従業員に育児休業中における育児休業給付（手当金等）の周知及び育児休業復帰後の「育児復帰支援プラン制度」「両立支援制度」の周知
- ③ 育児取得予定者に「育児復帰支援プラン」を策定し、最低1ヶ月以上取得しやすい環境を整える

【目標3】：育児や介護を行う労働者が、仕事と家庭との両立を図りながら活躍できるキャリア形成のための計画を策定する

取り組み内容・実施期間 ●2025年4月～

- ① 子の看護等休暇や介護休暇が取得しやすい環境の整備（子の看護等休暇および介護休暇の時間単位取得を促進する）
- ② 能力向上、キャリア形成のための教育計画を作成し、環境を整え取り組みを周知する
- ③ 対象者に教育を実施し、キャリア形成を促進する

【目標4】：フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月25時間未満とする

取り組み内容・実施期間 ●2025年4月～

- ① トップからの長時間労働是正に向けたメッセージの発信
- ② 残業が一定時間を超える場合の本人と上司に対する通知・指導の実施